

移動しやすいみち、使いやすい施設でみたされる街 おおた を目指して



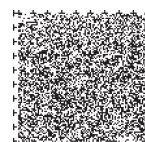
さぽーとぴあ “すいすい” プラン

大田区移動等円滑化推進計画（さぽーとぴあ周辺地区）

平成29年3月



この冊子は音声コード付きです。右のマークが音声コードで、コードの位置を示すために切り込みを入れています。専用の読み上げ装置を使用して読み取ることで、音声で内容を聞き取ることができます。

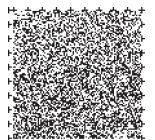


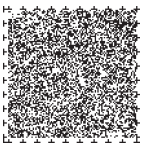
目次

1 策定にあたって	1
1-1 背景と目的	1
1-2 策定体制・スケジュール	2
1-3 計画の目標	4
2 対象地区の設定	5
2-1 生活関連施設・経路	5
2-2 重点整備地区の区域	6
3 基本的な取組み方針	8
3-1 地区全体の方針	8
3-2 施設別の方針	8
4 特定事業等の設定	10
4-1 検討の流れ	10
4-2 特定事業	11
4-3 今後検討が必要な事項	14
5 今後の推進に向けて	15
5-1 本プランの推進	15
5-2 留意事項	16
参考資料	
資料1 まち歩き点検の実施概要	18
資料2 さぽーとぴあ周辺地区バリアフリーに関するアンケート調査結果	22
資料3 移動等円滑化の課題	28

○「障害」の表記について

法令等に基づくもの、固有名詞や一般的に漢字で表記した方がわかりやすいものは「障害」を使用し、それ以外は「障がい」と表記しています。





1-1 背景と目的

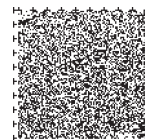
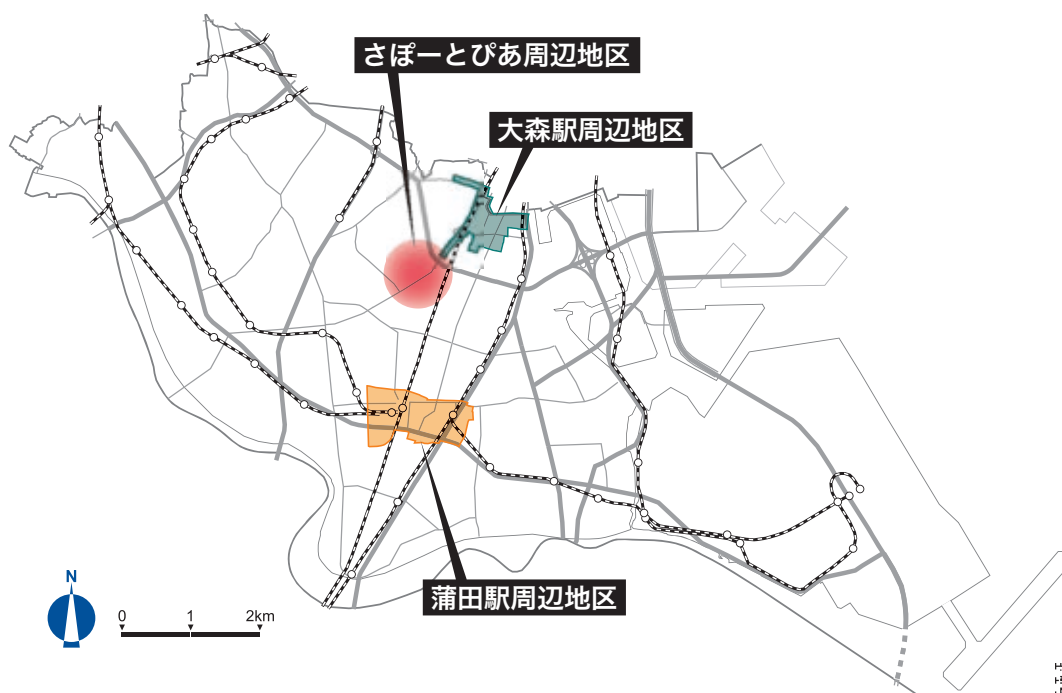
- 平成27年度に見直したおおた街なか“すいすい”ビジョンにおいて新たな重点整備地区に定めた障がい者総合サポートセンター（さぽーとぴあ）周辺を対象に、移動等円滑化推進計画を策定していきます

大田区は、平成18年度に制定された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下、「バリアフリー法」という。）に定める基本構想制度に基づき、平成23年度から平成25年度にかけ「大田区移動等円滑化推進方針 おおた街なか“すいすい”ビジョン」（以下、「ビジョン」という。）及び「大田区移動等円滑化推進計画 かまた・おおもり街なか“すいすい”プラン」（以下、「プラン」という。）を策定しました。また、平成27年度には移動等円滑化をより推進するため、ビジョン及びプランの見直しを行いました。

平成28年度は、平成27年度の見直しにおいて新たな重点整備地区として定めた障がい者総合サポートセンター（さぽーとぴあ）周辺を対象に、「大田区移動等円滑化推進計画 さぽーとぴあ“すいすい”プラン」（以下、「本プラン」という。）を策定します。



図1 重点整備地区の位置

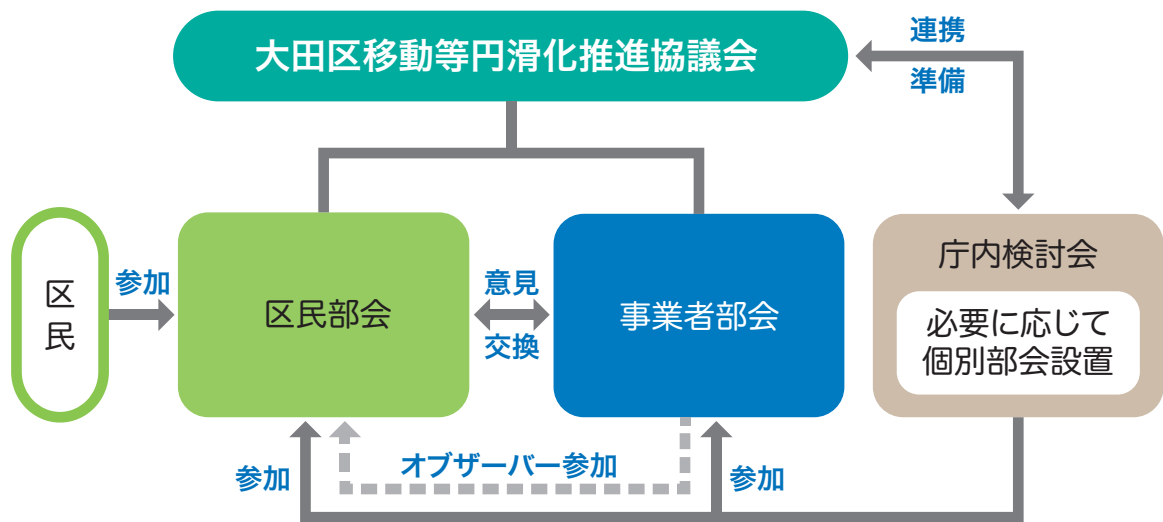


1-2 策定体制・スケジュール

(1) 策定体制

本プランは、以下のような体制のもと、区民参加を得ながら、事業者と適宜調整を図りつつ策定を進めます。

図2 策定体制



■大田区移動等円滑化推進協議会

高齢者や障がい者等を含む区民、関係事業者、学識経験者及び区等により構成される組織です。本プランの検討を行います。

■区民部会

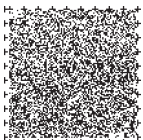
本プランの検討にあたって、利用者の視点で課題を抽出し、改善策を提案する部会です。まちあるき点検やワークショップを適宜開催します。

■事業者部会

施設や道路、心のバリアフリー等に関する課題の解決策を検討します。

■庁内検討会

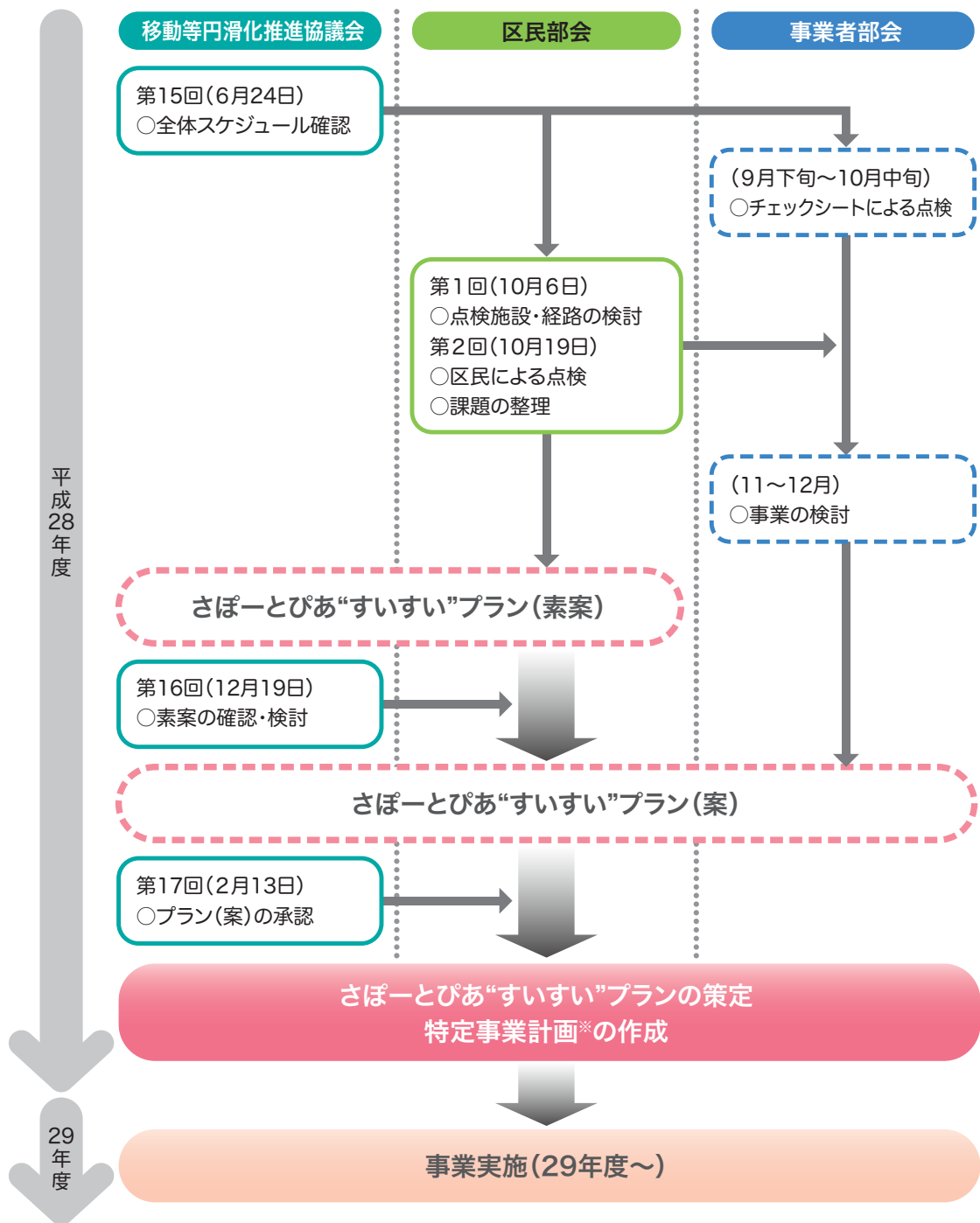
区役所内の関係各課で構成し、区役所内の調整を行う組織です。



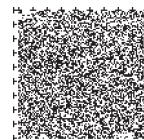
(2) 策定スケジュール

本プランの策定スケジュールは、以下に示すとおりです。

図3 策定スケジュール



※特定事業計画は、移動等円滑化推進計画（バリアフリー法に基づく基本構想）で示した特定事業を計画的かつ着実に実施するため、実施する事業の内容や予定期間等を示す具体的な計画です。



1-3 計画の目標

(1) 目標年次

● 目標年次は平成32年度に設定します

本プランにおける目標年次を平成32年度と設定します。

また、緊急性・実現性の高い事業については、短期的・集中的に取り組むものとし、早期の事業完了を目指します。

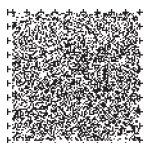
図4 目標年次

年度(平成)	2016 (28)	2017 (29)	2018 (30)	2019 (31)	2020 (32)
さぼーとぴあ “すいすい”プラン	プラン 策定 →		事業実施		

(2) 計画の目標

● 利用者目線の“すいすい”を実現します

国が示す目標値・基準にとどまらず、区民をはじめとする利用者の声に可能な限り応えた「利用者目線の“すいすい”の実現」を目指します。



2 対象地区の設定

2-1 生活関連施設・経路

(1)生活関連施設の設定

- 生活関連施設の候補施設を設定し、本プランで特定事業等の協力が得られた施設を生活関連施設とします

生活関連施設は、高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、公共・公益施設及び商業施設等の中から設定する必要があります。

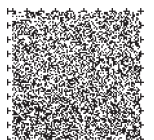
そこで、区では、以下のような施設を生活関連施設の候補とし、そのうち本プランへの協力が得られた施設を生活関連施設とします。この結果は図5に示すとおりです。

表1 生活関連施設の候補の対象

対象とする地区の範囲	下記の①と②を満たす範囲にある施設を対象とします。 ① さぼーとびあを中心とした徒歩での移動ができる範囲 ② 「ビジョン」において設定した候補施設に加え、平成28年8月～9月に実施したアンケート調査及び区民部会における意見にて利用頻度が高いとされた施設を含む範囲
対象の施設	上記の範囲にあるバリアフリー法ほか法令によりバリアフリー化することが必要とされる施設

表2 生活関連施設の候補の内訳

分類	施設の種類	
公共交通	a: 特定旅客施設	一日平均5,000人以上の乗降がある鉄道駅
建築物	b: 公共・公益施設	特別出張所、郵便局・銀行
	c: 文化・教養施設	図書館、その他文化教養施設
	d: 福祉・医療施設	障がい者福祉施設、病院
	e: スポーツ施設	体育館等
	f: 商業施設	店舗面積500㎡以上のもの（大田区大規模小売店舗の出店に伴う生活環境保全のための要綱に基づく届出に該当するもの）
	g: 宿泊施設	床面積1,000㎡以上の都市ホテル
	h: その他建築物	その他法令によりバリアフリー化が必要とされる施設
公園	i: 公園・緑地	都市公園



※建築物については「ビジョン」において設定した候補施設に加え、アンケートや区民部会の意見により、利用者が多く見込まれるとされた施設について分類（b～g）しています。

※路外駐車場については建築物と同一敷地内にある駐車場は建築物と一体のものとし、それ以外は一時的な利用のものが多く土地利用が変化しやすいことから対象としていません。

(2)生活関連経路の設定

- 生活関連施設の間を結ぶ経路を生活関連経路として設定し、今後実施する事業の種類を明確にするため2つに区分します

平成28年8月から9月に実施したアンケート調査及び区民部会での検討結果を踏まえ、歩行者の安全性を高める歩道のある道路を基本として（1）で設定した生活関連施設を結ぶ経路を設定します。なお、設定にあたっては、生活関連経路のネットワークを重視しながら、今後実施する事業の種類を明確にするため2つに区分します。この結果は図5に示すとおりです。

表3 生活関連経路の区分

区分	対象	整備方針
生活関連経路(A)	歩道の有効幅員が原則2m以上の道路 (駅の自由通路など歩行者用通路も含む)	バリアフリー法ほか法令による基準への適合を重視した事業で対応するもの
生活関連経路(B)	上記以外の道路	安全な歩行空間の創出を重視した事業で対応するもの

2-2 重点整備地区の区域

重点整備地区の区域は、さぽーとぴあを中心に概ね池上通りに沿った範囲で、前述の生活関連施設及び生活関連経路を含む範囲（約12ha）（図5参照）とします。

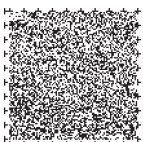
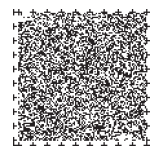
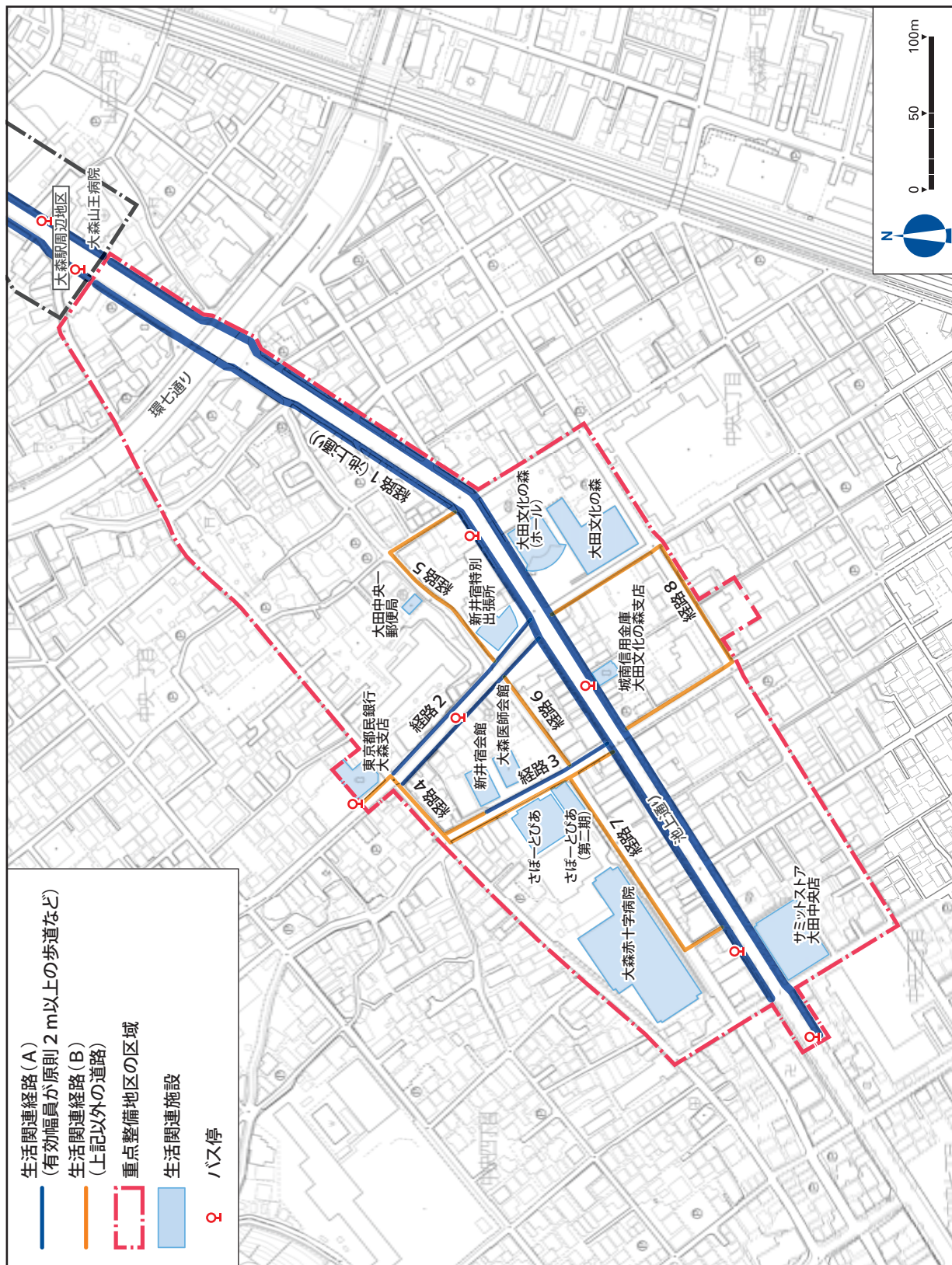


図5 重点整備地区の区域と生活関連施設・経路



3

基本的な取組み方針

さぼーとぴあ周辺地区の移動等円滑化の課題を踏まえ、移動等円滑化に向けての基本的な方針を以下に示します。

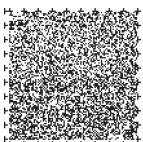
3-1 地区全体の方針

- 高齢者、障がい者をはじめ、妊娠中の人や乳幼児連れの人、病気やけがをしている人など、誰もが移動しやすく、利用しやすいまちの実現を目指します。
- 日常生活には欠かせない、多くの区民が利用する公共交通、道路、建築物などを対象に、連続的・面的なバリアフリー化を推進します。
- さぼーとぴあの徒歩圏内にある、生活関連施設とバス停を結ぶ経路及び生活関連施設同士を結ぶ経路をバリアフリー化します。
- ハードの整備だけでなく、違法駐車取締りや放置自転車対策など、ソフト施策を進めます。

3-2 施設別の方針

(1)道路等

- 歩道は、高齢者、障がい者等が安全で快適に移動できる構造とします。
- 視覚障がい者が安全かつ円滑に移動できるように、動線を考慮して、視覚障害者誘導用ブロックを設置します。
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置と併せて、横断歩道にバリアフリー対応信号機やエスコートゾーンを設置します。
- バス乗り場のバリアフリー化を進めます。

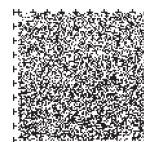


(2)建築物

- 高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に目的の施設を利用できるように、道路から施設内までのバリアフリー化された経路を確保するとともに、その経路の適切な管理を行います。
- 施設内においては、高齢者、障がい者等が円滑に水平・垂直移動できるように努めるとともに、移動を支援する案内情報をわかりやすく提供します。
- 多くの方が利用する一定程度の規模の施設においては、だれでもトイレの設置に努めます。
- 高齢者、障がい者等が利用しやすい施設及び設備を整備します。

(3)その他（ソフト面の取組み）

- 歩道の機能を十分に維持・保全するため、看板・商品等の歩道上の障害物の排除など、適切な管理を行います。
- 横断歩道やバス停留所付近における違法駐車車両の指導・取締りを強化します。
- 自転車利用に関するルールの周知とマナーの向上を図ります。
- 高齢者、障がい者等に対する適切な対応及び必要な介助等を行うための知識と技術の向上を目指し、施設等職員の研修・教育の充実を図ります。



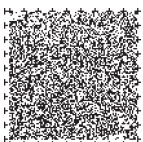
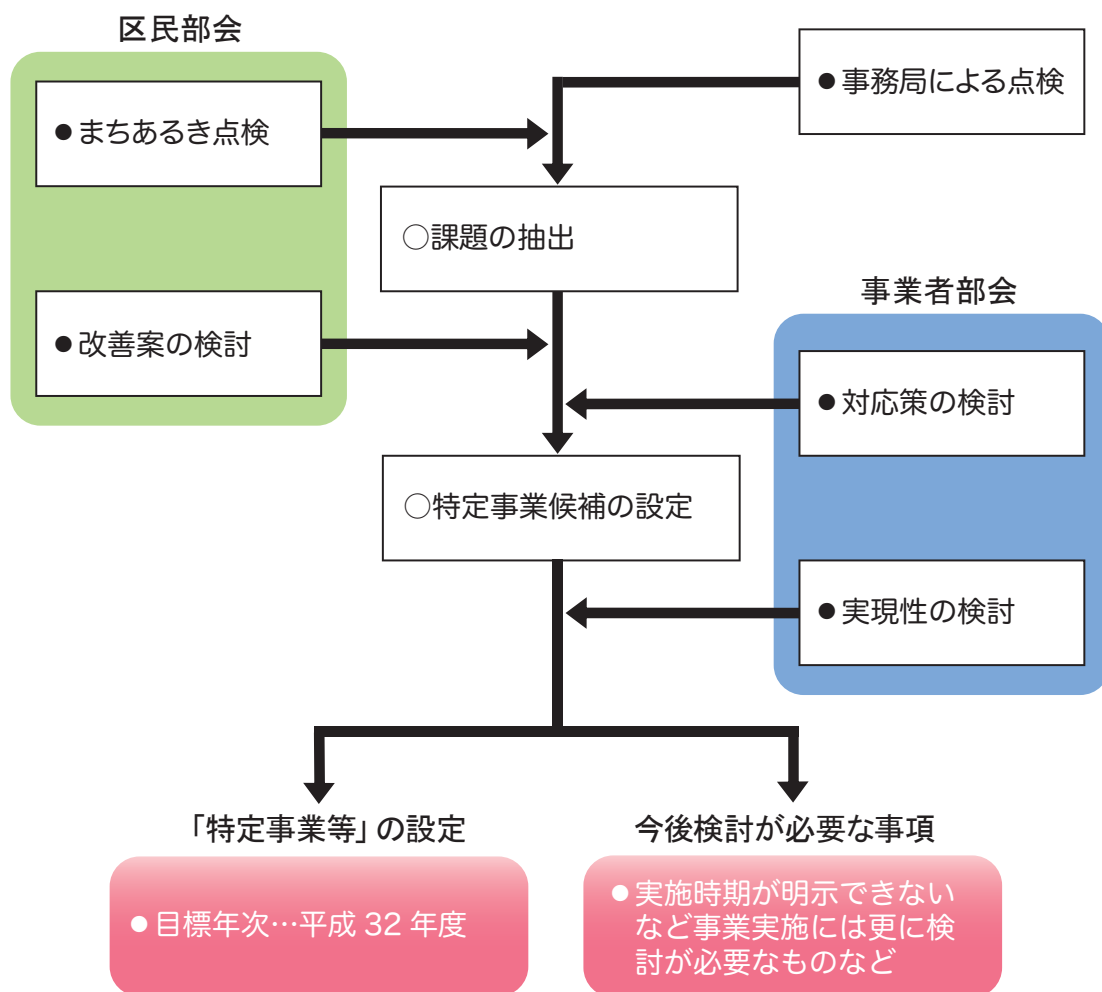
4

特定事業等の設定

4-1 検討の流れ

事務局による点検や、区民部会におけるまち歩き点検の結果から、移動等円滑化の課題を抽出しました。その課題をもとに、区民部会における改善案の検討と、事業者による対応策・実現性の検討を経て、「特定事業等」と「今後検討が必要な事項」を設定しました。

図6 特定事業等の検討の流れ



4-2 特定事業

特定事業とは、重点整備地区における移動等円滑化を実現するため、生活関連施設や生活関連経路等を対象に、各事業者が取り組む事業です。

本プランに定めた特定事業については、特定事業計画の作成と、その計画に基づく事業の実施が、バリアフリー法において義務付けられています。

(1) 道路特定事業

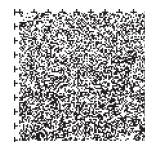
道路特定事業は、生活関連施設間を結ぶ経路について連続的にバリアフリー化された歩行空間の確保を図るための事業であり、歩道の拡幅、段差の解消、勾配の改善等の道路構造の改良と、視覚障害者誘導用ブロックの設置等があります。

ア. 都道

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期
生活関連経路 (A) 共通	①歩道の段差・勾配の改善	東京都	32年度まで
	②視覚障害者誘導用ブロックの設置・改善		32年度まで
	③歩行空間の平坦性の確保		32年度まで

イ. 区道

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期
生活関連経路 (A)(B) 共通	①歩道の段差の改善	大田区	32年度まで
	②視覚障害者誘導用ブロックの改善		32年度まで
	③歩行空間の平坦性の確保		32年度まで
経路2	④通行動線上にある排水溝の蓋の改善		32年度まで



(2)交通安全特定事業

交通安全特定事業は、障がい者等の移動の円滑化のために実施する、信号機等の設置に関する事業及び違法駐車行為の防止のための事業です。

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期
生活関連経路	①バリアフリー対応型信号機（音響式や経過時間表示式等）の整備	東京都 公安委員会	順次実施
	②エスコートゾーンの整備		必要に応じ実施
	③標識、標示の高輝度化や信号機のLED化		順次実施
	④違法駐車車両の指導取締り等		順次実施

※別途、東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画を参照

(3)建築物特定事業

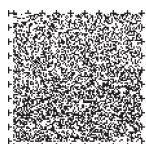
建築物特定事業は、高齢者、障がい者等の利用が多く見込まれるバリアフリー化の必要性が高い建築物を対象とした事業です。

ア.区施設

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期
施設 c1 大田文化の森	①受付カウンターに杖ホルダーを設置	大田区	32年度まで
	②オストメイト対応トイレの設置		32年度まで

イ.区施設以外の施設

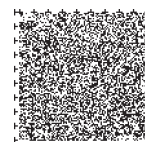
整備対象	事業内容	事業主体	実施時期
施設 d2 大森赤十字病院	①受付カウンターに「筆談対応可能」の表示を設置	日本赤十字社	32年度まで
施設 f1 サミットストア大田中央店	①案内サインの改善	サミット株式会社	32年度まで



(4) その他の事業

その他の事業は、重点整備地区のバリアフリー化のために、特定事業と併せて実施すべき事業です。

整備対象	事業内容	事業主体	実施時期
重点整備地区 (ソフト施策)	①自転車利用のルールとマナーに関する 広報啓発活動の実施	大田区	順次実施
	②看板や商品等の道路上へのはみ出し解消	大田区、東京都	順次実施



4-3 今後検討が必要な事項

さぼーとぴあ周辺地区における移動等円滑化を一層推進していくため、特定事業の実施に併せ、以下に示す事項について、今後、実施時期や改善方法を検討することが必要です。

(1)道路

対 象	今後検討が必要な事項	事業主体
生活関連経路 (A)(B) 共通	①歩道の有効幅員の確保	大田区
	②歩道の勾配の改善	
	③視覚障害者誘導用ブロックの設置	
	④安全な歩行空間の確保	

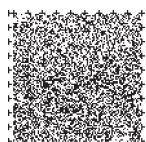
(2)建築物

イ.区施設以外の施設

対 象	今後検討が必要な事項	事業主体
施設 d2 大森赤十字 病院	①トイレにフラッシュライトを設置	日本赤十字社
	②受付カウンターに手すりを設置	

(3)その他

対 象	今後検討が必要な事項	事業主体
バス停	①バス停の案内表示の改善	東急バス 株式会社



5 今後の推進に向けて

5-1 本プランの推進

(1)進捗管理及び評価

●事業の進捗管理と評価を行います

本プランを作成した区は、特定事業等の着実な推進を図るため、各事業者の取り組みを支援するとともに、大田区移動等円滑化推進協議会を継続します。

協議会では、以下に示す役割を担い、年に1回以上開催し、特定事業等の進捗管理と評価を行います。

- ①特定事業等の実施状況の確認
- ②事業実施後の点検と改善策の提案
- ③事業の進捗に関する広報 等

(2)課題への対応

●施設の改修等に併せて、事業を推進する機会を増やします

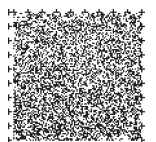
事業者側の予算上の制約や大規模改修・改築が伴うこと、あるいは関連計画や関連事業との整合など様々な理由により、結果的に本プランの「特定事業」として位置づけることのできなかつた事業があります。

これらの事業課題については、対象となる施設の改修等に併せた事業実施が望ましいことから、その進捗状況の把握に努め、事業をさらに推進する機会を高めます。

(3)区民との協働

●自治会町会や商店会などと連携を図り、区民と協働で展開していきます

ソフト面の事業には、区民の日常的な心がけや活動で改善できるものが多く、区民と協働で展開していくことが重要であるため、自治会町会や商店会などの組織と十分な連携を図っていきます。



5-2 留意事項

(1)利用者意見の反映

●事業の実施段階で、利用者意見を積極的に取り入れていきます

本プランの検討過程において、利用者側から「改善する事業が完了したのを見直し、更に改善することは難しいため、事業を実施する前に意見を聴いてほしい」といった意見がありました。一方で、事業者側からも「事業を進める際に利用者の意見を聴ける仕組みがあるとよい」という提案がありました。

利用者の視点に立った事業実施は、「大田区ユニバーサルデザインのまちづくり基本方針」に位置づけがあり、誰でも社会参加が可能なまちづくりを実現するために「おおたユニバーサルデザインのまちづくりパートナー」が既に設置され制度化されています。

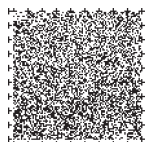
このような制度等の活用や、さぽーとぴあを利用する団体等へ協力を呼びかけ、事業の実施段階において区民をはじめとする利用者の意見を積極的に取り入れていきます。

(2)心のバリアフリーの促進

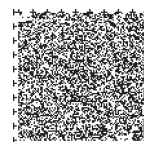
●事業者の気づきを誘発し、心のバリアフリーを促進します

本プランの検討過程において、区民からバリアフリー化の要望を受けた事業者が、バリアの存在に気づき、すぐに対応可能なものは整備・改善を実施したという例が見られました。このように、“気づく”ことで事業化に結びつくことがあります。

このため、事業者の気づきを誘発し心のバリアフリーを促進するため、高齢者・障がい者等への接し方や支援の方法を周知するパンフレットの作成や、講習会・交流会イベント等の開催を検討し進めます。



參考資料



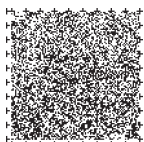
資料1 まち歩き点検の実施概要

【まち歩き点検】

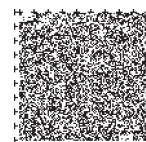
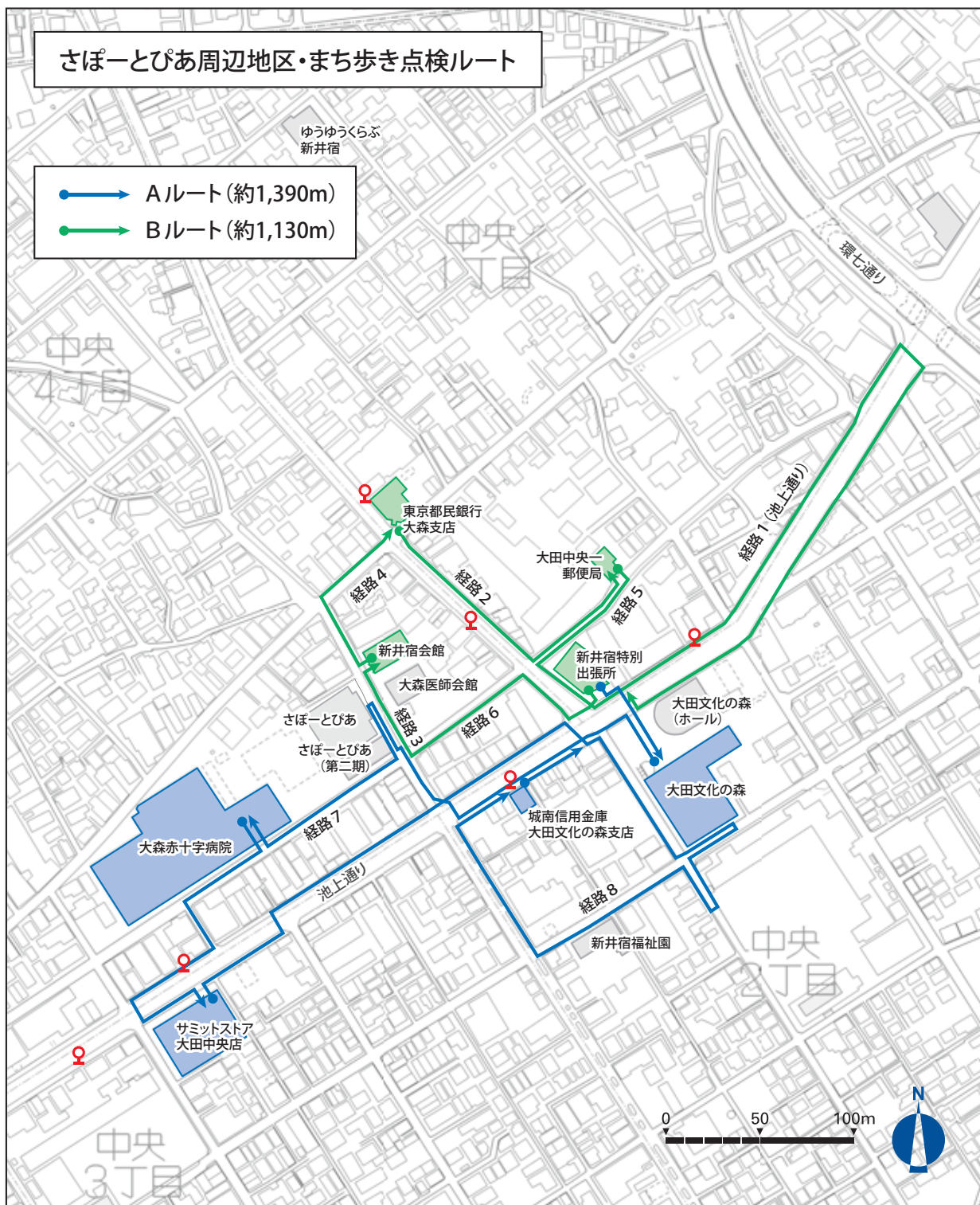
- 日 時:平成28年10月19日(水) 13:00～17:00
- 参加者:区民部会メンバー(障がい者団体、高齢者団体、町会等) / 19名
- 現地点検(13:00～15:30)
 - ・さぼーとぴあ周辺の道路、施設を対象に、移動のしやすさ、案内のわかりやすさ及び施設・設備の使いやすさなどを点検しました。
 - ・点検は、A・Bの2ルートに分かれて行いました(次ページ参照)。



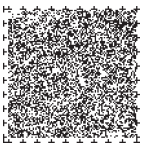
- 意見のまとめ(15:30～17:00)
 - ・点検終了後、現地で確認した良い点、問題点及び改善点などを、ルートごとに図面を用いてまとめました。
 - ・各ルートの代表者が、まとめた意見を発表しました。



【点検ルート】



【Aルート】



資料2 さぽーとぴあ周辺地区バリアフリーに関するアンケート調査結果

■ 概要

【配布・回収期間】

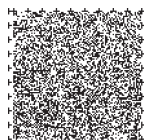
- ・平成28年8月1日～9月21日

【配布・回収方法】

- ・さぽーとぴあ：利用者へ配布、窓口留め置き（回収ボックス設置）
- ・その他：各団体を通じて配布、郵送回収

【配布先及び配布数・回収数等】

区分	名称	配布数	回収数	内訳
施設	さぽーとぴあ	700	117	112
障がい者団体	大田区肢体障害者福祉協会	155	71	6
	大田区視力障害者福祉協会			15
	大田区聴覚障害者協会			3
	大田区知的障害者育成会			12
	大田区精神障がい者家族連絡会			3
	その他・未回答			37
高齢者団体	大田区シニアクラブ連合会	50	18	18
子育て世代の方 （半径 500m 範囲内の幼稚園・保育園）	私立大森みのり幼稚園	20	60	6
	私立大森双葉幼稚園	20		18
	私立さくら中央保育園	20		7
	区立新井宿保育園	20		15
	区立入新井保育園	20		12
	未回答			2
自治会町会	山王三丁目町会	20	58	10
	新井宿五丁目町会	20		11
	新井宿六丁目町会	20		4
	中央一丁目町会	20		11
	中央四丁目町会	20		8
	その他・未回答			14
	合計	1,105	324	324

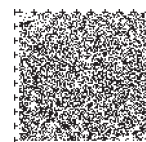
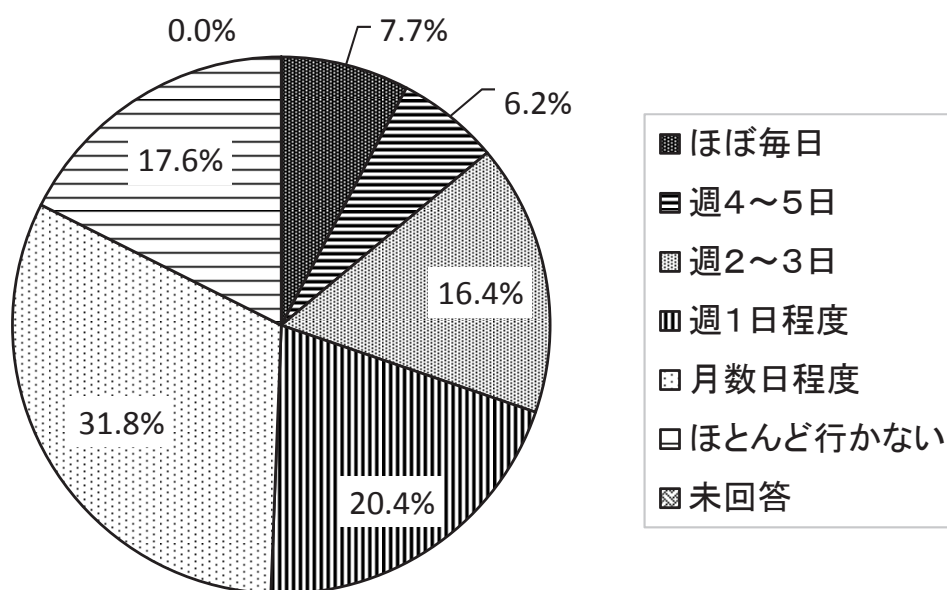


■ 調査結果

1. さぼーとぴあ周辺の利用について

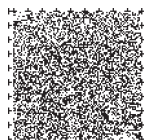
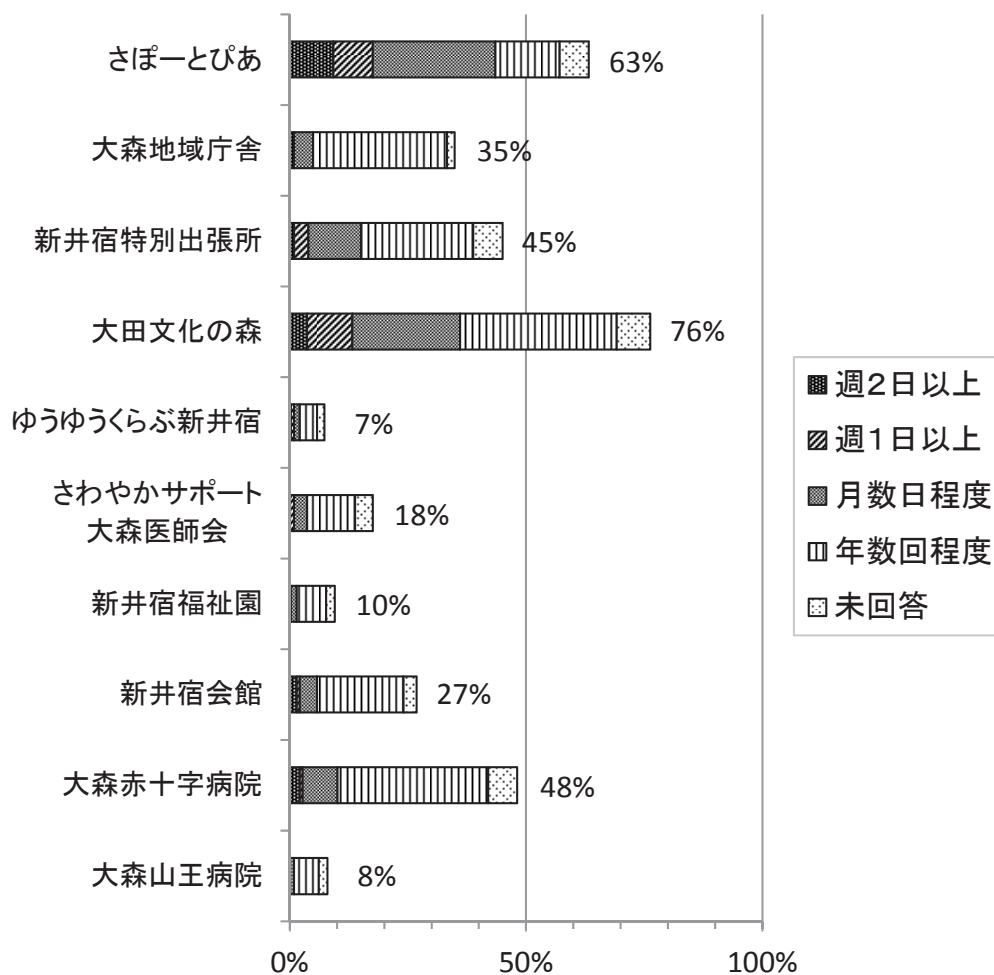
(1) さぼーとぴあ周辺への来街頻度

- ・ さぼーとぴあ周辺への来街頻度は、回答者の約32%が「月数日程度」と答えている。
- ・ 「ほぼ毎日」、「週4～5日」、「週2～3日」、「週1日程度」を合わせると、全体の約51%になる。



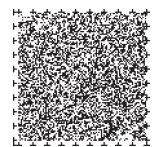
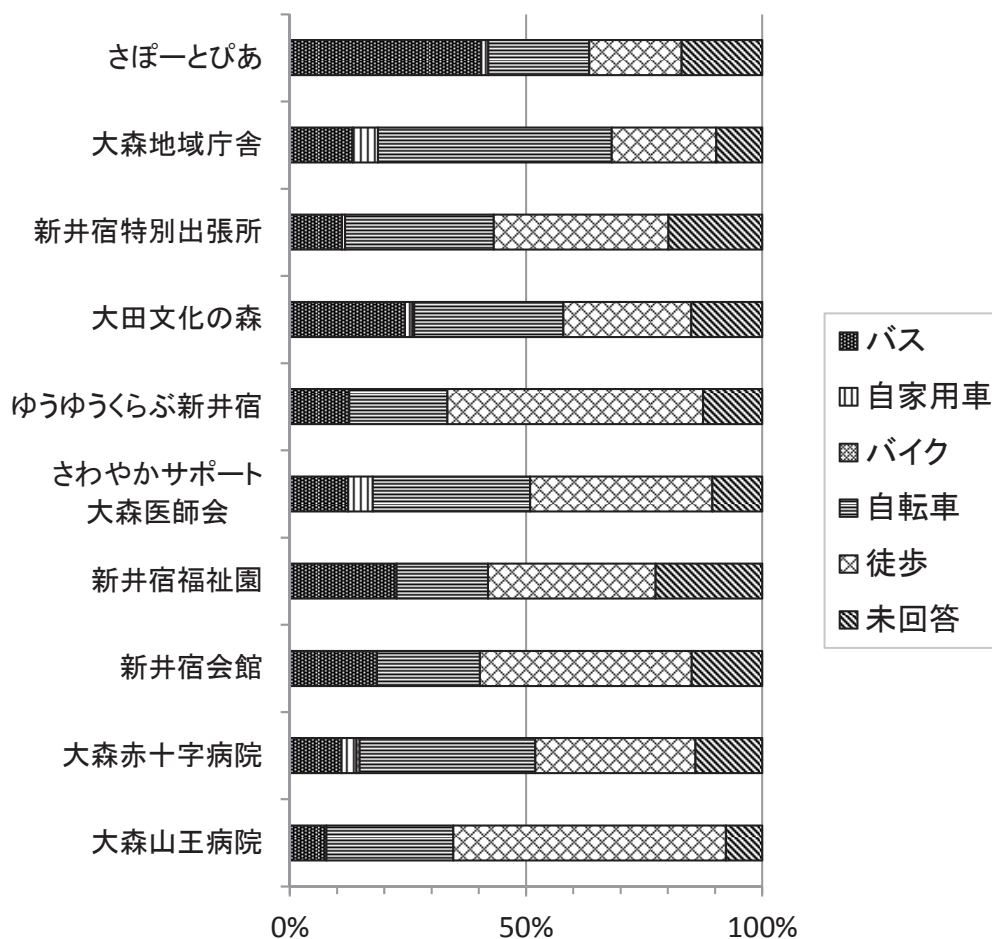
(2) さぼーとぴあ周辺の施設の利用状況

- ・ さぼーとぴあ周辺で利用したことがある施設は、1位が「大田文化の森」、2位が「さぼーとぴあ」、3位が「大森赤十字病院」となっている。



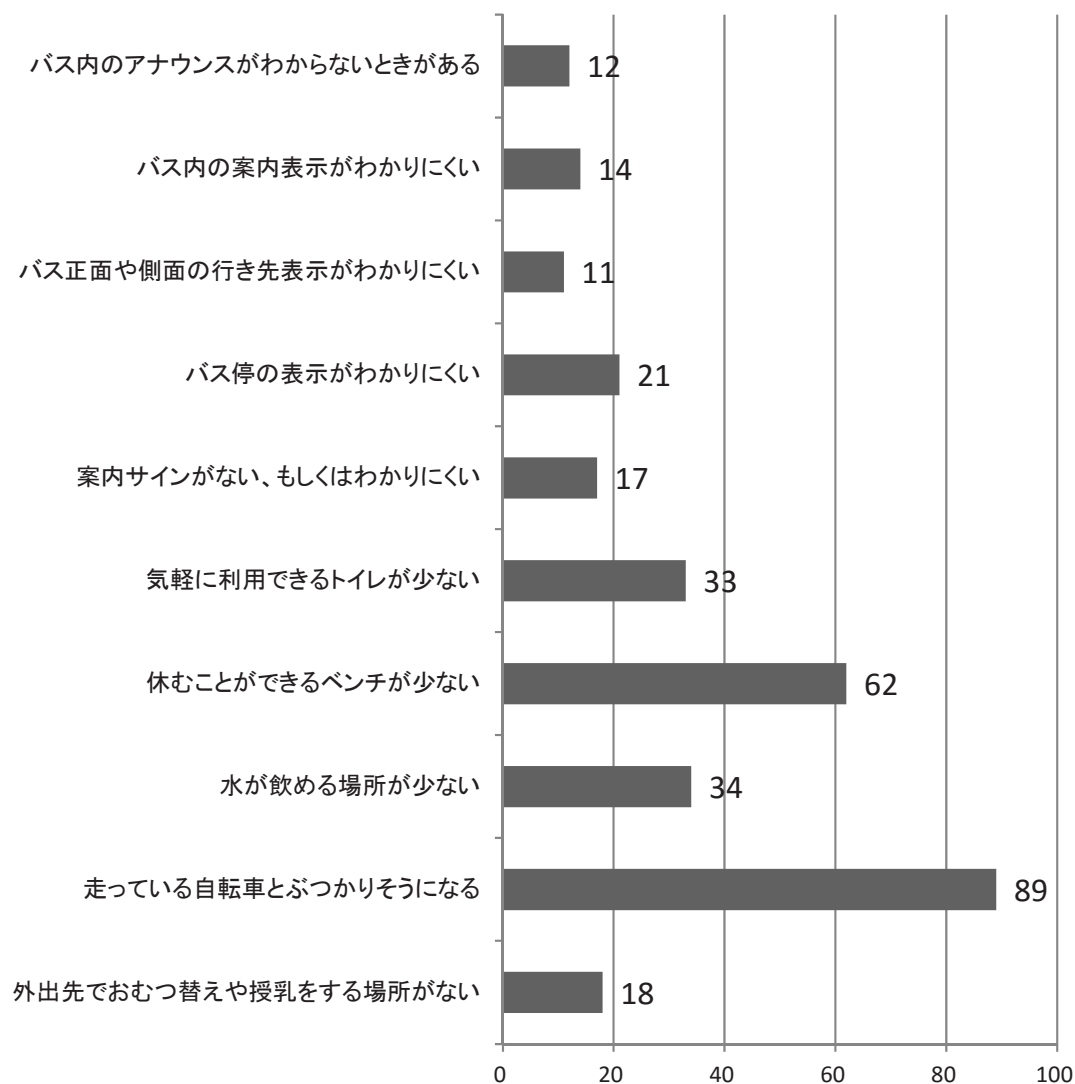
(3) さぼーとぴあ周辺の施設を利用する際の主な交通手段

- 各施設を利用する際の主な交通手段は、さぼーとぴあ以外は「徒歩」や「自転車」が多く、さぼーとぴあはバスが多く利用されている。



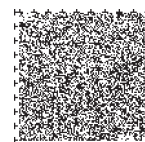
3. さぼーとぴあ周辺を利用する際に不便に感じること

- ・「走っている自転車とぶつかりそうになる」、「休むことができるベンチが少ない」などの指摘が多い。



【その他の主な意見】

- バス停に雨除けの屋根がほしい。
- バス停の場所がわかりにくい。
- どの施設からどのバス停が近いのか、わからなくなる。
- さぼーとぴあまでの案内が不足している。わかりにくい。
- 音響信号機の位置がわかりにくい。
- 子どもと一緒に休める場所が少ない。



資料3 移動等円滑化の課題

さぽーとぴあ周辺地区におけるバリアフリー化すべき施設について、まち歩き点検等による指摘・要望を示し、対応する課題を整理します。

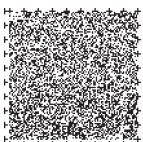
(1)道路等

【点検による指摘・要望】

- 歩行者動線上にある側溝のふたの穴に杖が挟まる恐れがある。
- ブロック等の舗装は車いすやベビーカーの移動の際にガタガタする。
- 歩道上のマンホールの周囲に段差がある。
- 街路樹の根上りにより段差ができています。
- 歩車道の境の段差が0cmになっており、視覚障がい者が車道を認識できない。
- 歩道が傾斜しており、車いすが通行しづらい。
- 視覚障害者誘導用ブロックの形状や配置などがわかりにくいものがある。
- 視覚障害者誘導用ブロックが剥がれている箇所がある。
- 歩道上と施設の視覚障害者誘導用ブロックが連続していない。
- バス停から施設までの視覚障害者誘導用ブロックがない箇所がある。
- 植栽等により歩道が狭い箇所がある。
- 電柱やガードレールがあるため、車いすが通行しづらい。
- 視覚障がい者が安全に横断できるように、音響式信号機等を設置してほしい。
- 歩道上の自転車の駐車や商品・看板等のはみ出しが通行の妨げになっている。
- バス停の案内がわかりにくい。

【道路等の課題】

- 道路の維持管理・保全
- 歩道の路面の凹凸、段差及び勾配の改善
- 歩道の有効幅員の確保
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置又は改善
- バリアフリー対応信号機やエスコートゾーンの設置
- 看板・商品等の歩道上の障害物の排除
- 自転車利用のルールとマナーの周知
- バス停における案内の充実



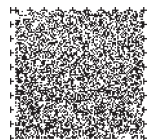
(2)建築物

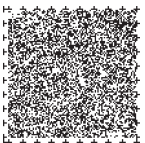
【点検による指摘・要望】

- 受付や窓口等のカウンターに杖などが掛けられるホルダーを設置してほしい。
- 受付や窓口等のカウンターは車いすでの利用や高齢者に配慮してほしい。
- 聴覚障がい者とのコミュニケーションに配慮して、受付等に筆談用具を準備し、対応可能なことを表示してほしい。
- トイレにオストメイト対応の設備を設けてほしい。
- トイレ内の聴覚障がい者の避難のために、緊急事態を知らせるフラッシュライトを設置してほしい。
- 案内サインの文字や図が小さくて、わかりにくい。

【建築物の課題】

- 高齢者、障がい者等に配慮したカウンターや記載台の設置
- 受付や窓口等における高齢者、障がい者等への適切な対応
- オストメイト対応トイレの設置
- トイレに緊急事態を知らせるフラッシュライトの設置
- サインの見やすさ、わかりやすさの改善





.....
大田区移動等円滑化推進計画(さぼーとびあ周辺地区)
さぼーとびあ“すいすい”プラン
.....

平成29年3月

発行：大田区まちづくり推進部

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号

電話：03-5744-1332 ファクス：03-5744-1530
.....

